

# 令和4年第1回長南町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年3月4日(金曜日)午後1時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(12名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	9番	板倉正勝君
10番	加藤喜男君	11番	丸島なか君
12番	和田和夫君	13番	松崎剛忠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	糸井仁志君
総務課長	三十尾成弘君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	江澤卓哉君	税務住民課長	長谷英樹君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	石川和良君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	今関裕司君
学校教育課長	川野博文君	学校教育課主幹	村杉有君
生涯学習課長	風間俊人君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井 隆幸 書 記 山本 裕喜  
書 記 関本 和磨

---

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日も、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和4年第1回長南町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（午後 1時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日からの一般質問を続けます。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日は、質問順位6番から7番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は自席で要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は、着座で発言をするようお願いいたします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は、原則、1人1時間以内とします。

以上です。

---

◇ 松 崎 剛 忠 君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

13番、松崎剛忠君。

○13番（松崎剛忠君） 議長の許可をいただきましたので、通告のとおり、件名1件について質問させていただきます。何せ質問は5年ぶりですので、多少緊張しております。

それでは、質問に入ります。

長南地区の元宿地先における冠水についてですが、この場所は過去に幾度となく冠水が発生しております。令和元年には大雨により三途川が氾濫し、道路や宅地が浸水するなど、甚大な被害を受けておるところです。河川に隣接する住民にとっては、大雨が降るたびに不安を抱きながら今も生活をしており、早期に対策を講じていただきたいとの要望が出ている状況です。千葉県が三途川の管理者ですが、近年の気候変動など、大雨による被害が発生しないと限りませんので、今後、町はどのような取組を講じているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 初めに、質問にありました三途川についてお話をちょっとさせていただきたいと思えます。

一宮川水系の支川として、指定延長は4,500メートルで、11.1平方キロメートルの流域面積を持つ河川でございます。管理者は、先ほどお話のとおり、千葉県によって管理がされているところでございます。

三途川は、今まで河川法に基づく河川整備計画に位置付けておりませんでした。しかし、千葉県では、令和元年10月の豪雨災害を受け、今後10年で流域市町村が行う内水対策や土地利用施策と連携した一宮川流域浸水対策特別緊急事業を立ち上げまして、同規模の降雨に対して、今回被害を受けた家屋や主要施設の浸水被害をなくすことを目的に目指しているところでございます。本町に関わる一宮川上流と三途川を新たに河川整備計画に加えることとなったところでございます。町としても、この河川整備計画に対する協議等を行うとともに、県に対しまして、早期に事業化を強く要望しているところでもあります。

なお、千葉県では、国の補助制度を活用し、早期に河川整備ができるよう、この河川整備計画の変更を本年度中に仕上げ、令和4年度の事業化に向けて鋭意作業を進めていると伺っております。

一方、流域全体としての取組といたしましては、令和元年10月の豪雨災害を受け、河川管理者と流域市町村等で構成する一宮川流域治水協議会が設置され、流域全体の浸水被害の軽減を図るために、一宮川水系流域治水プロジェクトといたしまして、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧、復興のための対策、この3点に取り組むことで合意し、策定を行ったところでございます。本町においても、あらゆる関係者が協働しまして、水害の軽減を図るため具体的な対策について、本年度から長南部会を設置し、検討を行っているところでございます。

また、昨年11月25日には、千葉県知事と流域市町村長により、国に対して事業における財源確保など、要望活動を実施したところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 13番、松崎剛忠君。

○13番（松崎剛忠君） 管理者と共に水害対策を軽減される対策を講じていることは分かりました。現在の状況において、一宮川の中下流で河川工事が行われておりますが、どのような工事が行われているのか、分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 現在、三途川が合流する一宮川の中下流部におきましては、河道の掘削や拡幅及び護岸ののり立てなど河川の断面を拡大する工事や、第2調節池の増設工事などが行われていると伺っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 13番、松崎剛忠君。

○13番（松崎剛忠君） 三途川が合流する一宮の川幅が広がると流れがよくなるので、本町の水害も軽減すると思うのですが、三途川の整備についてはいつまでどのようなことをするのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 町民へ回覧として配布をしております千葉県の一宮川改修事務所が発行されております一宮川流域通信にも掲載されておりましたが、三途川は令和4年度から令和11年度にかけて、河道の掘削、堤防の整備、輪中堤が計画されているところでございます。しかし、その場所等につきましては、詳細の箇所につきましては、現在のところまだ示されておられません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 13番、松崎剛忠君。

○13番（松崎剛忠君） 工事の詳細については令和4年度の事業化を目指すとのことですが、今後、測量や調査などが行われ、具体的に示されると思いますが、とにかく住民への丁寧な説明など、事業が円滑に進むよう、今後も千葉県と密に連絡を取っていただき、早期に事業の完成を目指していきたいと思っておりますので、とにかく大水が出るとどんどん宅地が減っていくと、土手が削られていくというので、面積もどんどん少なくなっていくと聞いています。まず、住民の土地を守るためにも工事を早急にしていただいておりますというところでございますが、この件について町のほう、どのようにお考えなのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 先ほど回答させていただきましたけれども、二級河川一宮川の管理者である千葉県と連絡を密に取る、調整を図っていきながら、整備の円滑な事業の推進に私ども一緒に取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 13番、松崎剛忠君。

○13番（松崎剛忠君） 今から20年前に一宮川の清掃作業、こういったことがもう一宮町のほうで行われました。そのときに、私は空手教室の子供たちを連れて、いつもお世話になっておりますので、一宮川の河川とあと海岸のほう、皆さんボランティアで大勢来ておりましたけれども行きまして、そしたらある人が枯れた3メートルぐらいの竹筒を持ってきて、これはみんな長南町から流れてきたものだぞと言われてまして、私もそんな長南町って書いてあるのかと、どこから流れてきたか分からないじゃないかということで押し問答しましたけれども、一応、全て上流にある長南町、そういったことでごみを流したりなんかすると、それがみんな川のほうへ行く、そういったことで懸念されておりますので、ひとつ町も十分に注意した対策を取っていただければなと思ひまして私の質問は終わりますが、この件についてご答弁願えれば。町長、よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、建設環境課長のほうから答弁しましたけれども、三途川の整備計画が今年度中にできるということで、その契約内容を見ながら、また河川管理者の整備の進捗状況を見極めながら、町としてやれるべきことをしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、元年の大雨による浸水区域が発生しているわけですので、その浸水区域の被害を

いかに小さくしていくかということが何よりも大事なわけでありますので、それに向けて県と流域市町村と連携して、町としてやれるべきことをしっかりやっていると、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 13番、松崎剛忠君。

○13番（松崎剛忠君） ただいま町長からご答弁伺いましたが、とにかく長南町のこの流域が安心安全で町民額暮らせるようなことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（松野唱平君） これで、13番、松崎剛忠君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 森 川 剛 典 君

○議長（松野唱平君） 次に、7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 7番の森川です。議長の許可を得たので、通告に従い、件名で4件、要旨で5点の質問をいたします。

前回の12月議会では、今後の町政運営について伺いましたが、それと3期目の平野町政の施政方針も踏まえて、過疎の現状にある長南町の今後に関わる案件として伺ってまいりますが、その前に、2月23日のNHKテレビで取り上げていた睦沢町のニュースを1件だけご紹介いたします。

何でも兼業農家の推進ということで、県内等から20名募集して講習会を開いているということです。目的は、荒れている耕作放棄地の活用を図るようで、農業の仕方から、睦沢町で多く栽培されているというオリーブの栽培も教えるそうです。ちょっと考えると時代に逆行するような兼業農家の推進ですが、逆転の発想というか、都会には田舎暮らしや農業に憧れている方もいるので、過疎に直面した地域としては非常に面白い取組だと思いい、紹介をいたしました。

さて、それでは私の一般質問に入ります。

件名の1、過疎に対応した地域組織の在り方について伺います。

長南町は、過疎地域に指定され、人口の減が続いていますが、現在よりさらに半減するという予測もあり、5年、10年では限界集落という言葉が当てはまっても不思議のない地域も出てくるようになってくると思います。という原稿に昨日までなっていたんですが、今日の段階では既に限界集落の問題点が出始めていると感じています。なぜなら、昨日は訃報がありまして、隣組から異例の葬儀の手伝いというか伝達をお願いされました。組合の風習である付き人や葬儀のお手伝いが超高齢者世帯ばかりなんですね、隣組は。そこで、隣組が機能しない、そういう現実もあります。ということで、既に限界集落的な問題は出てきていると私は言い直します。

そこで、今回の質問は、過疎の今後を見越した地域組織の問題点や見直しについて提起していきたいと思えます。その中で、町の高齢化率が大きく関わってきますので、重要な参考データとして、町全体の高齢化率や独居・老老世帯数を教えていただきたいと思えます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 住民基本台帳人口につきましては、税務住民課が所管しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

令和3年12月1日現在のものとなりますが、町全体の65歳以上の割合は44.6%でございます。また、独居世帯、老老世帯数につきましては、システムで集計することができないので個別に集計したものとなりますが、65歳以上の単独世帯は760世帯、老々世帯、こちらは夫婦に限らず共に65歳以上の2人世帯ということでございますが、530世帯となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） ありがとうございます。議会で高齢化率の数値を聞くたびに数値が少しずつ上がっているようですが、今言われた数字の中にどのような問題が隠されているか、皆さんお分かりでしょうか。その問題を少し見えやすいように、高齢化率について、各行政区に近い大字ごとの資料を作りましたので、お手元にある資料1のほうをご覧ください。それを説明してまいります。もう一つは、2枚目は私の地元の地区をさらに分割した資料2も作っております。これは議長の許可を得てお手元に置かせていただきますので、参考にしてください。

それでは、ご説明申し上げます。

質問をより理解していただくために資料説明をいたしますが、資料1、一つは高齢化率の地域格差があるということです。町全体でならずと44.6%という数字なんです、行政区単位に近い大字ごとにするとうと格差が見えてきます。例えば、最低は報恩寺地区の33.0%で、最高は下小野田の55.8%で、22.8%の開きがあります。また、ベストファイブの30%台は豊栄地区に多くて4地区あります。また、ワーストファイブの50%を超える地区の3つは西地区にあります。やはり4地区に分けたときでもこういう差が出てきている。

こういう地域格差が見えてきましたが、それより小さい集落単位で言うとさらに問題点が見えてきます。それが50%を超える地域では、限界集落に近づいている地域だということです。単にならした高齢化率だけではかれない問題がそこに姿を表していると思います。

そして、もう一つの大事なデータは、高齢者だけの世帯の割合です。独居老人、老老世帯の数を合わせて1,290世帯もあり、高齢者だけの世帯の割合は約40%に達しています。この40%は、高齢化比率にほぼ連動しているデータです。独居760世帯、老々530世帯の高齢者だけの世帯1,290世帯は、これはほとんど5年後、10年後の空き家候補になり得るということです。

すみませんけれども、まだ大事な基本があるのでもう少し時間をいただいて、資料2のほうをご説明して問題点をまた浮き彫りにしていきたいと思います。

資料2のほうをご覧ください。

資料1では行政区大字別の高齢化率のばらつきが分かったんですが、実はもう一段、地域での役員選出などという、小さい集落単位で集計するとさらに見えてくるものがあります。

2ページ、資料2ですが、地域を行政区より小さな単位で見ってみました。そこで調査というものなかなかできないものですから、自分で把握できる地域ということで、自分の住んでいる蔵持四番組と呼ばれる行政区では長南1区、蔵持地区の約半分のデータを取ってみました。蔵持四番組というのは47戸ありまして、上地区と

下地区に分かれています。上地区は27軒あり、77人中31人が高齢者で40.3%、下地区では20軒あり、45人中27人、高齢化率は60%、これは平均すると47.5%で、ほぼ長南町の高齢化率よりちょっと高いと。ということで、ならずと47なんですけれども、分けてみるとこういう違いがあると。

このパーセントの違いではどのように違っているかという、高齢化率40%の上地区には、高校生以下の若者がいる世帯が5世帯もあって、60%の下地区には1世帯もありません。また、このうち65歳以上の老人だけの世帯は、上地区では27世帯中7世帯、下地区20世帯のうち10世帯、半分が高齢者のみの世帯となっています。

加えて、一応平均寿命で推察した10年後の空き家率を考えてみました。そうすると、上地区では2軒、下地区は4軒、合計6軒が空き家になっているという予測になります。残念ながら、私の住んでいる下地区は後継ぎがない。いても結婚していない。20軒も家があっても高校生以下が一人もいない。限界集落が近づきつつある地域なんです。町でならずと44.6%ですが、同じように少し小さくすると、このように限界集落的な地域が表われてきています。

これは最初の挨拶でもお話をしましたが、組合制度が機能しないというような現実面も表われてきています。このように平均したデータでは分かりにくいんですが、地域による格差があるということが分かります。また、その中で独居・老老世帯の増加が増えてきているということが分かります。これは空き家などの問題に直結していると考えられます。

これは精密なデータではないんですが、単に平均化した数字では見えない部分をご紹介申し上げましたので、こういうことを前提に、過疎地域に浮上してきているこの町の問題の中で、最初に行政区や地域に課されている公的な役割分担や見直しについて伺ってまいります。

1点目ですが、消防団員の定員割れが生じていて各地域から要望が上がっていると思われませんが、私も町民の何人にも言われています。これはどうなっているのかと。また、交通安全協会でも人選が難しくなってきたりしている地区があるようで、高齢化が進んでいる現状はどうなっているかということで2点伺います。回答をお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） まず、消防団は地域防災の一翼を担う重要な組織であり、災害発生時の常備消防、消防署の後方支援や令和元年度の台風災害時に協力をいただくなど、必要不可欠な組織であります。確かに、消防団の人員確保の面では、若い人がいなく後任が選出できないなど、区長会議でも幾度となくご意見が出ている状況です。

次に、交通安全協会は、交通事故防止、また交通道德高揚のための啓発やイベント時の交通整理などにご尽力いただいております。現状では、各地区1人から2人選出をいただいておりますが、年々人選に苦慮しているというお話も伺っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 消防団の問題についてはかなり前から言われていますが、最近対応策として何か改正したものがあるか伺います。単に定員割れではなくて、地元若者そのものがない場合もあります。ですから、



旧来の考え方ではなく、地域の消防団としてゼロベースで組み立てるべきではないかと考えます。

また、交通安全協会については、ある地区では人材不足なのか、免許のない人や歩くのがやっとな高齢者も役員に選出されていると指摘される人もいます。この辺は指導で適正な配置になるかご検討いただきたいと思いますが、お答えをお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 消防団につきましては、最近の対応策として具体的に改正したものはございません。消防団の今後の在り方としては、部の統廃合も視野に入れざるを得ないものと考えておりますが、先ほども申し上げたとおり、消防団をなくすわけにはいかないと、そういう組織だと考えております。活動方法や活動内容について、消防団や広域消防本部と協議いたしまして、負担を減らせれば現役を退職された方でも活動できると考えておりますので、そのようなことをご理解をいただきたいと存じます。

交通安全協会については、活動時間帯や活動日を考えると、ふだんお勤めをされている現役の方では活動が困難であると考えております。地域の実情や本人の身体状況等を考慮して選出いただくことで、町での指導は困難ではと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 消防団をなくすわけにはいかないというか、何か人数合わせをすれば、軽減すればできるような話も出てきたように感じます。消防団については次の質問でまたいたしますが、交通安全協会については人数合わせだけではなくて、質的な要素の苦情も上がったことをぜひお伝え願いたいと思います。

さて、消防団に戻りますが、若者が枯渇している地域では、実質消防団員を探すことはできません。どうしても必要なかという声も上がっております。そこで、最近、自治体が機能別消防団、自前の組織をつくっているというところもあります。例えば、ネットで検索すると、埼玉県三芳町、大阪府大東市など、最近立ち上げたようです。長南町でもつくったほうがその必要性も分かると思いますが、つくれるかどうか、お答えをお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 機能別消防団ということになるかと思いますが。先ほどお答えしました活動方法や活動内容、これとも関連いたしますので、町といたしましてはどのように位置づけていけるのか、消防団、また広域消防本部のほうと協議して、よりよい方策のほうを検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 消防団については、河野議員が以前に質問した時点からまだ一步も前に出ていないと思います。住民がこのことを話していると、消防団がどうしても必要だというなら、過疎地域の長南町では同じ傘を理由に立ち上げた埼玉県の三芳町に倣って昼間だけ出動するんですね。そういう機能消防をつくるべきじゃないかと。高齢化率が部落単位で60%を超えるところや限界集落に近づいている地域では、団員も出せませ

ん。恐らく負担軽減をしても無理な地域もあると思います。そういうところの補填に必要ではないかと思っています。

また、もう一つは、改善の対応が進んでいない消防団については、年度や期限を決めてしっかりとした今後に備えた抜本的な対応や改善をしたいと思っています。これを強く要望して、次の質問に移っていきたいと思います。

民生委員について伺います。

民生委員は、各行政区に1人配置されているようですが、今後対象となる高齢者や高齢者世帯がピークを迎えることになると、民生委員の成り手や月1回の見守り活動的なことができるのかという不安を感じますが、この辺についてどう考えているか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 現在、民生委員さんは22名、児童委員2名の合計24名で、高齢者の独り暮らしの方などの見守りや相談業務の支援を行政と連携した協力体制の下、活動をしていただいておりますが、人口減少や高齢化が今後ますます進展いたしますと、民生委員の担い手の不足という問題をはじめ、支援活動の在り方が問われてまいります。

支援活動の一つとして、訪問や電話での見守り、金融機関などと協定を結んだ見守り、緊急通報装置の貸与による見守りなどを実施しておりますが、今後は情報技術を活用した見守りが重要になると考えております。高齢者のパソコンやスマートフォンなどの利用が増えていることから、情報技術の進化により様々なヒト・モノ・コトの情報がつながり、近い将来にはデジタル化を導入いたしました新しい形の見守り事業を検討する必要がありますが出てくるのではないかと考えております。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 時代は進化しておりますので、新しい時代にふさわしい過疎化に合ったものを構築していただきたいと思います。特にデジタルについては、有効な手段だと思います。昨日の丸島議員の質問の回答の中に、65歳以上のスマホ保有率、これも60%を超えているということでしたから、パソコンは苦手でもスマホを扱える人は急速に増えてきましたし、そういう民間のアプリもあります。また、家族が高齢者に携帯電話を持たせるケースも増えてきました。民生委員の負担軽減につながる未来志向の有効手段だと私は考えております。ぜひそういうデジタル化の推進もお願いして、次の質問に移ります。

民生委員の欠員問題は言われて久しいですが、高齢者の増加に伴い、生活の中の困り事相談も増えてきています。そういう負担から持ち回りのようになってきている地域では、本来の業務が分かってくる頃には退任ということもあります。そうすると引継ぎが重要となってきますが、新任者への引継ぎは組織的にやっているのか、個人間でやるのか、お聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 令和4年度は、民生委員、児童委員の一斉改選時期に当たります。候補者は各地区の区長さんの推薦によるものでございまして、新たな委員となられたときには新任研修をはじめ、年に数回

の研修に参加していただきまして、スキル向上に努めていただいているところでございます。

引継ぎに関しましては、見守りなどの支援を必要とする方の記録調査表などを基に、前任者と後任者によるもの、地区単位で行うものなど、後任者が支援に当たられるよう、丁寧な引継ぎをしていただいております。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 分かりました。限界集落に近い地区や地域では、高齢者対策が重要で大変になってくるので、しっかりとした対策、対応の中でお願いします。

それでは、次の件名に入ってまいります。

空き家対策について伺います。

今回は1本の電話によって空き家探しを行うことになりましたが、やはり前回の空き家探し同様に分かってきたこと、感じたことがありましたので、空き家対策の取組推進状況について、12月議会で聞けなかった部分についてお聞きします。

前年度から急増している空き家の申込みに対しての受皿づくりはどのように進んでいるか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） アパートや貸家といった賃貸物件が少ない本町におきましては、移住者の受皿として空き家の活用が最も現実的な手法というふうに考えております。昨年の12月現在で把握した町内の空き家件数につきましては約220件でしたが、売買または賃貸が可能な物件は少なく、現在空き家バンクの掲載件数は3件にとどまっております。

そのような中で、12月定例議会の森川議員の一般質問において答弁させていただいたとおり、会計年度の任用職員、移住相談、空き家調査スタッフを12月から1名増員し、移住者の受皿となり得る物件の掘り起こしに取り組み、物件確保を推進しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） この件の中で勉強不足の部分がありまして、長南町空き家バンク登録促進事業補助金についてはこの質問の関係で知りましたが、現在この制度は何件くらい活用されているか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、空き家バンク登録促進事業補助金の実績につきましてご報告いたします。

令和元年度につきましては、片づけ費用の補助ということで2件、これが35万5,000円で、登記費用補助につきましては1件、これが1万5,000円でトータル37万円となっております。令和2年度につきましては、片づけ費用の補助のみの1件で24万5,000円、今年度1月末現在なんですけれども、片づけ費用の補助として既に3件の84万9,000円の実績となっております。

町民の皆様への周知につきましては、町の公式ホームページ及び広報ちょうなんにより行っております。広報長南では、毎年4月号、また5月号で制度の周知を図っているほか、令和2年の11月号におきましては、空

き家問題について5ページにわたる特集記事を組み、その中でも制度の周知を図ったところがございます。

さらに、現在、建設環境課を所管といたしまして関係5課で策定を進めている長南町空き家等対策計画、この計画期間につきましては令和4年度から令和8年度の5か年計画となっておりますが、その内容につきましても広報ちょうなん4月号で周知を図る予定でございます。それと同時に、同じ枠組みの中で、空き家バンク登録促進事業補助金についても掲載する予定であり、このように定期的に周知を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今回は空き家探しの流れの中で空き家物件登録づくりに関わっていますが、所有者は取りあえず自分でやることを優先してやっていました。所有者や周りの者もこのような便利な補助金制度があることを知りませんでした。知っていれば地元の大工さんとか、あるいは水回り、外回りとか、いろいろな改修工事が地元の業者に入って増えていくかもしれないと思います。空き家の改修は補助金が出るんだってよとか、皆さんに言われるほどの宣伝をお願いしたいと思います。

また、もう一つは、空き家の再生に関わって分かったのは、空き家物件が見つかったら空き家を登録物件までにする不動産業的な人、あるいはコーディネーター的な存在がいないと、大概は初めての取組で非常に難しいものになっています。空き家物件のお助け隊みたいな存在はできないのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） この不動産業的な人、あるいはコーディネーター的な存在が必要とのご意見でございますけれども、ご案内のとおり、空き家にまつわる問題は多岐にわたり、建物の修繕関係のほか、土地も含めた相続関係、登記関係、農地が隣接している場合はその取扱いなど、煩雑な手続が必要な場合もございます。このような問題を整理することは非常に難しいわけでありましてけれども、個人の財産について行政が判断するわけにはいかず、最終的には自己判断となります。

町ではそのような方々のサポート役として、移住相談空き家調査スタッフを雇用しております。行政の各種手続に関する知識を有する移住相談空き家調査スタッフは、空き家物件の調査、掘り起こしだけでなく、物件所有者や関係者と直接やり取りをする中で様々な相談を聞き、対応できない専門的な内容については弁護士あるいは千葉司法書士会、法務局などの専門家や関係機関を紹介するなど、所有者の意思を尊重しながら親身に対応することで、安心して空き家の活用に結びつけるように取り組んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 一応移住相談も前進しているようですから、単なる窓口にならないように、積極的なコーディネーター的であっていただきたいと思っています。

あと、加えて町内を回ると、必ず離れの生活スペースを見ることができます。ここも当然空いています。こういう離れなどもぜひ移住のお試しコースで活用できると思いますので、空き家移住戦略の中に入れてご検

討ください。

それでは、次の質問に入ります。

以前の空き家探しでもそうでしたが、今回当たった4軒のうち3軒は相続が複雑になっていて駄目でした。3軒は土地と建物の所有者が別であることと、相続がされていませんでした。以前の回答では、各課で意識づけをしていくという回答でありましたが、税務住民課としては、そのような物件ばかり増えては徴税上でも困ると思いますが、どうお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 相続登記の問題につきましては、長南町に限らず全国的な問題となっており、国においても喫緊の課題となっております。国では、この相続登記に起因した所有者不明土地の発生抑制と解消に向けた取組として、昨年4月に不動産登記法の一部改正を行い、令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化される制度がスタートすることとなりました。

また、今回のこの法改正により、森川議員も危惧しております相続が複雑ですぐに相続登記ができない場合も考慮し、通常の相続登記より簡素化された相続人申告登記が創設され、所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、自らがその相続人である旨を登記官に申し出ることによってこの義務を履行したものとみなされるなど、所有者不明土地の解消に向けた法整備も進められております。

町の固定資産税につきましても、令和2年度の税制改正により、現に所有している者の申告制度が創設され、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間における現所有者に対し、町の税条例で定めるところにより、氏名、住所等、必要な事項を申告させることができるようにいたしました。

このようなことから、税務住民課といたしましても、国の動向を踏まえ、所有者不明土地の発生抑制と解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） この問題について、少しずつ法整備も進んで整備されて、町もそれに取り組んでいるということです。町のほうから相続をこうしてくださいとは言えないと思いますが、家などの活用については相続をきちんとすると売買物件や賃貸物件になるとか、不動産価値が一般的に上がるとか、モデルケースで紹介できないのか、これについて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 森川議員のご指摘のとおり、この空き家の活用を阻む大きな要因の一つが相続問題であることは間違いないと考えております。モデルケースをしてスムーズにいった事例をご紹介することは有効な手段であると考えております。

令和4年度には、この空き家の活用をさらに促進するために、空き家の活用事例や補助制度を紹介するガイドブック、冊子なるものを作成し、町民の皆様に配布したいと考えております。その冊子、ガイドブックの中に特集コーナーを設けまして、相続の必要性や方法についても盛り込んで、所有者の理解を深めてまいりたい

と考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 最初の高齢化率の説明で地元の50軒弱ほどの地域のことを言いましたが、独居老人や老老世帯は空き家の予備軍で、10年後には5軒ほど空き家になる可能性が非常に高いです。これは世帯数の約10%ですね。これらの空き家も相続対策がしっかりしていれば、移住等で世帯数の減少も最小限で済むかもしれません。また、この減少を止める新しい力で地域が活性化すると思ひます。

一つだけご紹介しますが、先ほどの民生委員がたらい回しになっていた限界集落に近い地区のことなんですが、空き家に住んで10年ほどした新住民の一番若い方、この方が民生委員になってくださると聞きました。旦那様の親たちも老後を頼って近所の空き家に県外から移住してきたこともあったんでしょうが、この地域の人は大いに胸をなで下ろしたということです。このように、地域の存続に重要な空き家対策なので、ひとつよろしくお願ひを申し上げまして、この空き家の問題については終わりにします。

それでは、次の件名で、ガス事業の捉え方について入っていきます。

町営ガスが導入されて40年以上経過しますが、当時は単に町の全ての家庭にガスの供給を考えていましたが、現在は技術革新や熱エネルギーの多様化によって様々なものが取り入れられています。現在は供給率83%程度というのを広報で見かけた気がしておりますが、そういうことを前提にいたしますが、まずは単純な利用格差について伺います。

40年の間には新しい住宅もできたと思ひます。ただ、本管が宅地から非常に遠い場合については、多額の個人の負担がかかり、プロパンガスを使用している家庭もたくさんあります。40年ほど前の町全域にガスを供給していくんだという当初の精神というか基本に基づいて、宅地まで本管等の設備や費用負担の軽減はできないか、それについて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

○ガス課長（今関裕司君） 長南町営ガスは、昭和51年に開業し、町内4地区全域に都市ガスを供給する事業を始めたわけですが、町内中に配管敷設したりガス施設等を整備するには多額の費用が必要であり、町の財源だけでは無理なことから、国の補助金を利用し事業を進めていました。

事業を進める中、山内の大道新田地区は、インフラ、町道、電気、水道の整備がされていないため、集落までガス管を敷設していくには莫大な費用と時間がかかるということが指摘されました。当時は通産省から補助金が出ていたことから、通産省より供給区域から除外しなさいという指導があり、大道新田地区が町営ガス未供給区域になったわけであります。

このような経緯から、区域外になったため、町営ガスとプロパンガスの使用料金の差額は町が負担することになり、現在でも6世帯が都市ガス未供給区域補償を受け、現在もプロパンガスを利用しているという状況であります。

このようなことから、移住してくる方や新しく住宅を建てる方には前面道路にガス管が配管されている場所を選んでいただいたり、宅地造成をする不動産屋には都市ガスが利用できることを説明し、宅地内への引込み

をお願いし、利用促進をしております。

ガス課は、需要家から徴収したガス料金によります独立採算制で運営していますので、個人の供給のために新たに本管配備や費用負担等を設けることは難しいと考えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 経緯は分かりました。補助なども難しいということも分かりました。ただ、供給を受けられる方と受けられない方では、多額の費用の格差が存在しているということをまずはご理解をいただきたいと思います。格差是正の方法については、次の要旨で触れていきたいと思います。

本管の入替え工事はめどがたつて間もなく終了するというお話は何っておりますが、家庭内の白ガス管入替え工事はかなり残っているとお聞きをいたしました。ここでも過疎化につながる話ですが、老々家庭で後継ぎもないので、老後はあと10年くらいと考えると、工事費用は多額なので、場合によってはプロパンなどのほかのものに変えようかと考えているご家庭も多々あると聞きました。

このように、せっかく本管の入替え工事が終わっても、供給先がなくなるようでは今後の経営も成り立たなくなると思いますので、まず白ガス管の入替え工事は世帯数でどのくらい残っているかを教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

○ガス課長（今関裕司君） 1月末の数字になりますけれども、長南町世帯数が3,231軒、需要家数が2,676軒、普及率は82.8%になります。残りの17.2%、555軒はプロパンガスかオール電化を利用していると思われま

す。需要家数2,676軒のうち白ガス管の入替え工事を必要とする世帯数は、道路からメーター器までの灯外管が895軒、メーター器からガス栓までの灯内管が1,055軒、約39%のご家庭で白ガス管が残っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 33%という3分の1ですから、非常に多いと思っております。これらの入替え工事の際には多額の費用負担がかかる場合も想定されますけれども、補助金等を交付する考えはあるか、それについて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

○ガス課長（今関裕司君） 先ほども申し上げましたが、新規のお客様には都市ガスが利用できることを周知し、加入していただいております。また、既存のガス管が古くなり入替えが生じた場合は、宅地内は個人の財産になりますので、工事費用については個人負担でお願いしております。

ご存じのとおり、長南ガスは睦沢町にも供給しております。睦沢町との公平性も考慮した上で、今のところ補助金を設ける考えはありません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 補助金が出ないと、高額の配管工事はほかのエネルギーとコストの比較をされて、今後

の利用に結びつかない場合もありますので、ぜひこの辺はご留意をしていただきたいと思います。

そういう中で、エネルギーの多様化が始まっています。40年前は単なるガス供給でしたが、今の時代はエネルギーの多様化を受けて家庭にエネルギーを供給することが大前提で、家庭エネルギー化が必要なんじゃないかなと、そんなふうに思っています。本管まで距離があり、多額の費用がかかり、ガスが供給できない場合の各家庭に対しては、どのようにフォローしていくかをお答えください。

○議長（松野唱平君） 　ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

○ガス課長（今関裕司君） 　ガス事業は企業経営ですから、大きくコストの合わないガスの配管は非常に難しいと考えます。ましてや代替エネルギーなどとしてカセットコンロの配布や、企業規約にないガソリンスタンドの経営や太陽光事業、プロパンガスの販売等はできませんので、本支管の整備や設備の点検等を常日頃から怠ることなく実施いたしまして、災害時には早期復旧に徹し、安全で安定した供給に努めてまいります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 　7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 　安全で安定したガスの供給に努めていただけたということでしたが、繰り返しになりますけれども、40年前でしたら家庭への熱エネルギー供給はガス供給だけでよかったと思うんですけれども、現代はガスの代わりにIHも太陽光も深夜電力もあります。また次の技術革新で画期的なものが出てくるかもしれません。そういう中でガスの事業です。今後は、各家庭にガスと同様なエネルギー供給は何なのかを町として視野に入れながら、単なるガス供給から意識を変えていくことを考えていただきたいと思います。

現在は、原油がウクライナの関係でもう110ドルを超えて、天然ガスのLNGもヨーロッパに行こうとしております。一つのエネルギー逼迫の時代が来ているかもしれません。その中で自前の町営ガスを有していることは大きな財産ですので、今後の時代背景等、過疎化も併せて、いま一度将来への熟考と検討をお願いしたいと思います。今後について、もう一言回答があればお願いいたします。

○議長（松野唱平君） 　ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

○ガス課長（今関裕司君） 　森川議員の言うように、今後の技術革新により状況が変わってくるかもしれません。また、2050年の脱炭素社会に向けた取組も視野に入れていかななくてはならない状況になってきております。

ガス課では、日本ガス協会やガス事業者等の周りの動向を注視し、今後も安定した運営を心がけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 　森川議員さん、要旨の2番目はまだでしょうか。

○7番（森川剛典君） 　いや、もうこれですぐあとシルバー事業の拡大ですから、このままあと時間内でどうですか。

○議長（松野唱平君） 　それでは、7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 　それでは、今回は質問に挙げませんでしたが、エネルギー多様化、激動の時代に、カーボンニュートラルなどの取組も始まっておりますので、時代の先行きを見据えた事業運営をお願いして、この



ガスについての質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の件名で、シルバー事業の拡大について伺ってまいります。

今までの説明の中でも超高齢化社会をお話ししていますが、これらの世代を支える上でも幅広い世代にまで充実した社会参加や雇用を見いだすことができないかということで、シルバー人材センターの拡大をできないかについて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） シルバー人材センターにおける雇用等につきましては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づきまして実施しておりますので、会員につきましては、健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上としており、自らの生きがいの充実や能力を生かした活力ある地域社会づくりを目的としておりますことから、幅広い世代まで拡充した雇用の対応は難しい状況となっております。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 大体そういう答えかなと。現行制度の中では難しいかもしれませんが、都会ではニートと呼ばれる人たちから、ちょっと時間が余っている若者からミドル世代を含めて、社会参加型を視野にできる枠組みはできないかなと考えております。この辺は単に福祉課のシルバーだけではなく、町全体の将来像という枠組みの中では考えられないかということで、再度お聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 森川議員さんがおっしゃられたニートの方や時間のある若い方、こういう方々については、福祉課で様々な方と対応しておりますと、問題を抱えた状態にある場合が大いに見受けられます。そういうことから、専門性が高い地域若者サポートステーション、いわゆるサポステでございますが、サポステが15歳から49歳までの就労支援など行政とネットワークを構築いたしまして支援活動を行っておりますので、福祉課としては、引き続き保健所やひきこもり地域支援センターなどと協力をしながら支援に努めていくほかないと考えております。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、お答えいただきましたけれども、既存のものだけではなくて、町には今シルバー人材事業、こういうものしかないんですけども、この過疎の町を考えたとき、働き方や社会参加も考えて進化や進歩もしていかなければならないと考えています。

今回はあまり具体的な質問ではないものでしたから、これから若い力、ミドル世代、そういう方にもシルバー的な働きや社会参加、またバイト感覚、そういう働き方もあっていいと思うんですね。一つの働き方というか社会参加、そういうものも考えていただきたいという趣旨で説明をいたしました。ぜひ質問の趣旨をご理解いただいて、今後、町の中でもそういうことを考えていただきたいと思っています。

それでは、まとめですが、今回は冒頭のデータで説明しましたように、過疎の現状が限界集落に近づいているという地域も多々あるということで、それに関連した質問をいたしました。前回の施政方針では、ゼロベースで見直すべきものは見直していくという回答もいただいておりますので、旧来の手法にこだわらずに、過疎対

策を広い視野で見渡して、各課協力の下、3期目の平野町政の施策の展開を力強くお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、7番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

7日から10日までは、所管事務調査等のため休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

7日から10日までは、所管事務調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、11日の午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時38分)